

(給付－10の2)

農地等を譲り受けた後に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書

令和 年 月 日

農業者年金基金理事長 殿

譲受人

住所

氏名

私は、譲渡人から経営移譲を受けて農地等を取得した場合、農地等の最初の取得日から14日以内に国民年金種別の変更を行い(国民年金1号となる日は農地等の最初の取得日)、農業者年金の被保険者相当者になることを申し立てます。

1 譲渡人氏名

2 農地等の最初の取得予定年月日 令和 年 月 日

(農業者年金の被保険者相当者)

- 60歳未満の国民年金の1号被保険者であること。
- 経営移譲年金の受給権者でないこと。
- 農地等につき耕作又は養畜の事業を行うものであること。
- 次のいずれかに該当すること。
 - 所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が50アール(北海道の区域(昭和45年1月1日における函館市、小樽市並びに渡島支庁、檜山支庁及び後志支庁の管内の区域を除く。)内に住所を有するものについては、2ヘクタール)以上であること。
 - 所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が30アール(北海道の区域(昭和45年1月1日における函館市、小樽市並びに渡島支庁、檜山支庁及び後志支庁の管内の区域を除く。)内に住所を有する者については、1ヘクタール、沖縄県の区域内に住所を有する者については20アール)以上50アール未満であり、かつ、一定の方法により算出された年間労働時間が700時間(沖縄県の区域に住所を有する者については500時間)以上であること。
- 農地等につき耕作又は養畜の事業に常時従事すること。

★農業委員会による審査確認欄

国民年金の被保険者の種別を第3号から第1号へ変更した日 (農地等の最初の取得年月日の翌日から起算して14日以内)	令和 年 月 日
上記の譲受者の申立内容は事実と相違ないことを確認しました。 令和 年 月 日	

(注) この申立書を、JAに提出したときに、受付印を押印したものの写しの交付を受け、譲渡人に渡して下さい。
譲渡人は、JAの受付印を押印したものの写しを裁定請求書に添付して下さい。

受付印	基金受付印	農業委員会受付印	農業協同組合受付印
-----	-------	----------	-----------

TEL ()-()-() ()-()-()